

安総発第131-1号  
令和4年5月24日

保護者 様

県立安中総合学園高等学校  
校長 高橋 章

### 自転車乗車用ヘルメット着用の定着に向けた指導について

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、心より感謝申し上げます。さて、既に御承知のことと存じますが、令和3年4月1日から群馬県交通安全条例が改正され、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

このことにつきまして、本校では、条例改正以後、ヘルメット着用の定着に向けた指導を行ってまいりましたが、着用が定着しているとは言えず、万が一生徒が交通事故に遭ってしまった際の被害の深刻化が懸念される状況となっております。

自転車事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるものです。また、自転車乗車中の交通事故におけるヘルメット着用者の致死率は、非着用者に比べて約1/3に低下することが実証されています。こうしたことを踏まえて、本校では、生徒の命を守る取組として、下記のとおり、安中警察署と連携した指導を行うこととしました。

つきましては、趣旨を御理解をいただくとともに、お子様が自転車乗車用ヘルメットを所持していない場合は、指導開始日までに各御家庭で購入いただくようお願いいたします。

なお、御不明な点がある場合や、自転車乗車用ヘルメット着用に関してお子様への配慮等が必要な場合は、指導開始日までに担任へお伝えいただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 指導開始日

令和4年7月1日（金）

##### 2 指導内容

- 生徒の登校時に、本校職員及び安中警察署員等がヘルメット着用の有無を確認します。
- 未着用の生徒に対しては、
  - ・ 7月1日（金）から8月31日（水）の間は、着用を促す声掛け等を行います。
  - ・ 9月1日（木）以降は、保護者等へ連絡し御協力をお願いするなどの対応を行います。

##### 3 その他

- ヘルメットを購入する場合は、安全規格を満たしているものとしてください。
- 中学校で使用したヘルメットを継続して着用しても構いません。